

第二種特定化学物質について

第二種特定化学物質は、難分解性であって、長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性を有する化学物質であり、現在まで23物質が指定されている。

第二種特定化学物質については、製造、輸入の予定及び実績数量を国に届け出ることが義務づけられている。国は、環境の汚染により人の健康や生活環境動植物に係る被害が生じることを防止するため、必要に応じて、製造又は輸入予定数量の変更を命令できる。また、国は第二種特定化学物質に関して環境汚染を防止するためにとるべき措置について技術上の指針を公表することとしており（参考1～5）、特定の製品について表示を義務付けることとしている（参考資料10）。

(1) 第二種特定化学物質一覧

物質名	指定日
1. トリクロロエチレン 2. テトラクロロエチレン 3. 四塩化炭素	平成元年3月27日
4. トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート 5. トリフェニルスズ=フルオリド 6. トリフェニルスズ=アセタート 7. トリフェニルスズ=クロリド 8. トリフェニルスズ=ヒドロキシド 9. トリフェニルスズ=脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。） 10. トリフェニルスズ=クロロアセタート	平成元年12月27日
11. トリブチルスズ=メタクリラート 12. ビス（トリブチルスズ）=フマラート 13. トリブチルスズ=フルオリド 14. ビス（トリブチルスズ）=2,3-ジブロモスクシナート 15. トリブチルスズ=アセタート 16. トリブチルスズ=ラウラート 17. ビス（トリブチルスズ）=フタラート 18. アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・	平成2年9月12日

<p>トリブチルスズ＝メタクリラート共重合体（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）</p> <p>19. トリブチルスズ＝スルファマート</p> <p>20. ビス（トリブチルスズ）＝マレアート</p> <p>21. トリブチルスズ＝クロリド</p> <p>22. トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）</p> <p>23. トリブチルスズ＝1, 2, 3, 4, 4 a, 4 b, 5, 6, 10, 10 a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1, 4 a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）</p>	
---	--

(2) 第二種特定化学物質の取扱事業者が環境の汚染を防止するために取るべき措置に関する技術上の指針

- 1) 「トリクロロエチレン又はクリーニング営業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（参考1）
- 2) 「クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（参考2）
- 3) 「四塩化炭素の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（参考3）
- 4) 「トリフェニルスズ＝N, N－ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ＝フルオリド、トリフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタートの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（参考4）
- 5) 「トリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝2, 3－ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート

ト共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマト、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はトリブチルスズ＝1, 2, 3, 4, 4 a, 4 b, 5, 6, 10, 10 a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1, 4 a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（参考5）